

そのけん ニュース

討議資料

発行

自由民主党千葉県
第五選挙区支部長

前衆議院議員

そのうらけんたろう
蘭浦健太郎

平成22年(2010年)
No.22-03

外国人参政権について

国家の進路を決めるのは政治です。その政治に対して参政権を持ちうるのは、あくまでその国の国民でなくてはなりません。外国の方が、国家の進路を決めてはならない。外国人に参政権を与えようとするのは、きわめて危険であるといわざるを得ません。

Q、税金を払っているのだから、選挙権があってもいいのでは

A、税金の対価は公共サービスです。警察や消防による治安、安全への対策など。税金の対価として参政権を認めるというのなら、税金を払っていない国民には、参政権がないことになり、普通選挙を否定にすることになってしまいます。

Q、最高裁判決が外国人参政権を認めているではないか

A、在日の方が選挙において、選挙人名簿に登録されなかったと、異議申し立てを行ったことに対する判決が最高裁で下されています。

よく取り上げられているのは、判決の中で「外国人のうちでも永住者等であって、居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係持つに至ったと認められるものについて、(中略)法律をもって、選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない」の部分。

しかし、続いて、「措置を講ずるか否かは立法政策にかかわる事柄であって、措置を講じないからといって、違憲の問題を生じることはない」とされ、裁判所が参政権を認めただけではありません。

この裁判においては、異議申し立て自体は、却下されています。

裁判は、「公務員を選定罷免する権利を保障した憲法規定は、日本国民のみを対象とし、権利の保障はわが国に在留する外国人には及ばないと解する」と断じています。地方参政権についても、「憲法に規定する住民とは、地方公共団体の区域内に住む日本国民」としています。



前衆議院議員

そのうらけんたろう
蘭浦健太郎

自由民主党千葉県
第五選挙区支部長

あだ名は小学校からずっと「そのけん」です。

地元事務所 〒272-0021 千葉県市川市八幡2-16-20-203

☎047-318-1001 Fax047-336-8801

E-mail

sonoura@au.wakwak.com ホームページ <http://www.sonoken.org>

Q、外国は参政権を与えているのではないか

A、地方参政権を外国人に付与している国は、制限付きの国を含めて、40カ国に足りません。

よく例にあげられるヨーロッパにおいても、内容は限定的です。例えばイギリス。全ての参政権が認められているのは、英国連邦の諸国、アイルランドの国籍の方々。そして、EU加盟国に地方参政権を付与しています。

同じように、フランス・ドイツ・イタリアなどがEU加盟国の国籍に限り、地方参政権を付与しています。もともとヨーロッパは大陸国家であり、通貨統合まで行っている結びつきの強い国家同士。参政権も、EUに居住している市民の権利、いわゆる市民権の性格が強いものです。

また、在韓日本人で参政権を得られている方は数十人。収入などで極めて高い条件をクリアしなければなりません。一方、我が国が参政権を無条件で永住者に付与すれば、数十万人もの人が参政権を得ます。これで相互主義が成立するなどという条件にはなりません。更に、在日韓国人の方々について「どこにも選挙権がない」という論議もありますが、韓国は2012年から、在外投票を認めることになっています。大統領の選挙権、国会議員の選挙権、被選挙権が付与されることになっています。

Q、地方参政権だから国政に影響はないのでしょうか

A、地方の選挙の現状を見れば、名護市長選挙の例を紐解くまでもなく国益・外交にまで影響を与えることは明らかです。そして、国境地域の選挙の現状を見ていただきたい。例えば与那国町は、有権者1230人。議員定数は6人です。当選者の中で最も得票が少なかった方は、139票でした。

同じように、自衛隊基地近くの土地を外国の会社を買われて、問題となっている対馬市においても、有権者は29651人。議員定数は22人で、最下位当選者の得票は685票でした。数十万人の方が参政権を得、特定の地域に固まって住めば、どうなるかは明らかでしょう。

「そのけん」とティータイム(ミニ集会)をいかがですか!!

「ミニ集会」は、藺浦健太郎との懇談・意見交換を通じて、直接触れ合って頂く企画です。各地で開催してきましたが、国政に関する質問だけでなく、身近な問題やご要望など活発な意見交換が行われ、大変好評を頂いています。

- | | |
|-------|------------------------------|
| ①人数は? | 5~10人程度(もう少し多くても構いません) |
| ②時間は? | 約1時間程度 |
| ③場所は? | 開いて頂ける方のご自宅や会社など |
| ④内容は? | お茶を飲みながら、どんな話題でもOK |
| ⑤準備は? | 何も必要ありません。(親しい人などを集めて頂くだけです) |
| ⑥連絡は? | ご希望の日時、場所を事務所までご連絡下さい |